また、国内事業者等に対する貸付金は、貸付先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、「高度化事業に係る中小企業者に対する資金の貸付けに関する準則」等の各貸付制度の規程等に従い、個別案件毎の事業計画の診断（審査）、信用情報管理、貸付限度額、債務者区分、保証・担保の設定及び定期的に経営状況や保証・担保状況を把握するとともに経営支援を行う体制等を整備、運用してリスク低減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	6,742,700,418,569	7,102,998,325,740	360,297,907,171
⑵　事業貸付金	1,107,028,645,120		
貸倒引当金	△　52,785,945,215		
	1,054,242,699,905	991,841,299,438	△　62,401,400,467
⑶　信託資産	1,712,271,898,107	1,712,271,898,107	—
⑷　貸付有価証券担保預り運用資産	869,445,606,770	869,445,606,770	—
⑸　貸付有価証券担保預り金	(869,445,606,770)	(869,445,606,770)	(—)

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴　有価証券及び投資有価証券

満期保有目的の債券

満期保有目的の債券の時価については、日本証券業協会が公表している売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格によっております。

満期保有目的の債券のうち譲渡性預金の時価については、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　事業貸付金

（高度化貸付金（有利子））

高度化貸付金（有利子）の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（高度化貸付金（無利子））

高度化貸付金（無利子）の時価については、元金をリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。

（跡地見返資金貸付金）

跡地見返資金貸付金の時価については、元利金の合計額をリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。

（小規模企業共済契約者貸付金（有利子））

小規模企業共済契約者貸付金（有利子）の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（小規模企業共済契約者貸付金（無利子））

小規模企業共済契約者貸付金（無利子）の時価については、元金をリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。

（倒産防止共済貸付金）

倒産防止共済貸付金の時価については、元金の額をリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。

（倒産防止共済一時貸付金）

倒産防止共済一時貸付金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（設備資金貸付金）

設備資金貸付金の時価については、元利金の合計額をリスクフリーレートで割り引いて算定する方法によっております。

⑶　信託資産

信託資産は市場価格をもって貸借対照表価額としていることから、当該帳簿価額によっております。

⑷　貸付有価証券担保預り運用資産

貸付有価証券担保預り運用資産は市場価格をもって貸借対照表価額としていることから、当該帳簿価額によっております。

⑸　貸付有価証券担保預り金

貸付有価証券担保預り金は市場価格をもって貸借対照表価額としていることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）その他有価証券（非上場株式及び投資事業有限責任組合出資、貸借対照表計上額74,134,052,149円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑴有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

［賃貸等不動産関係］

施設整備等勘定の賃貸等不動産について、施設整備等勘定の注記事項に記載しております。

［資産除去債務関係］

不動産賃貸借契約に基づく本部・地域本部事務所の内部造作

当機構は、本部及び地域本部の事務所について、不動産賃貸借契約等に基づき退去時における原状回復に係る債務を有しております。

本部事務所については、平成19年12月24日閣議決定の独立行政法人整理合理化計画において、「虎ノ門事務所について、賃借面積の縮小を含む見直しにより、賃借料の削減に努める」ことが掲記されていることから、虎ノ門事務所の継続使用が前提であり、現在のところ移転の予定はありません。今後、平成22年12月７日閣議決定の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という。）を受けて、不要となる部分に係る事務所の一部退去を行うことは有り得ますが、その時期及び範囲については現在未確定な状況であります。

地域本部事務所については、他法人の事務所との共有化又は近接化の推進をうたった平成25年12月24日閣議決定の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（以下「基本的な方針」という。）を受けて、不要となる部分に係る事務所の一部退去を行うことは有り得ますが、その時期及び範囲については現在未確定な状況であります。

このようなことから、当該資産除去債務については、履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性を予測することは困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができないため計上しておりません。